

産業用ロボット特別教育講習のご案内

導入予定の皆様！

既に導入済みの
皆様も！



当センターでは、労働安全衛生規則第36条第31号、第32号に基づいた安全教育を実施し、その受講者には労働安全衛生規則に定められた特別教育修了証を発行しております。

事業者は産業用ロボットの*1教示等や*2検査等の作業に労働者を就かせるときは、その全員に労働安全衛生法第59条第3項に基づき、特別教育を行うことが義務付けられております。



● 産業用ロボット安全特別教育コース 38,500円/人（消費税込）

労働安全衛生規則第36条第31号、第32号に基づいた安全教育です。

3日間(学科13時間、実技6時間) 各日9:00~

修了者には「産業用ロボットの教示等および検査等の業務に係る特別教育修了証」を修了日に発行いたします。

● 産業用ロボット安全特別教示コース 33,000円/人（消費税込）

労働安全衛生規則第36条第31号に基づいた教示のみの安全教育です。

2日間(学科7時間、実技5時間) 各日9:00~

修了者には「産業用ロボットの教示等の業務に係る特別教育修了証」を修了日に発行いたします。

お申込は下記ホームページの予約サイトをご利用ください。（申込受付は先着順です。）

受講案内のご連絡は申込責任者の方へお送りします。

RTC[®] ロボットテクニカルセンター
Robot Technical Center

RTC兵庫
〒662-0925 兵庫県西宮市朝凧町1-50 JFE西宮工場 高丸工業(株)内

RTC東京
〒143-8538 東京都大田区平和島3-1-7 (株)ジーネット東京支社ビル3F

TEL : 0798-38-9250 FAX : 0798-38-1919

URL : <https://www.robotec-center.com/>

MAIL : rtc@robotec-center.com



注) *1 「産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて行うマニプレーターの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更若しくは確認」のことを「教示等」という。（労働安全衛生規則第36条第31号）
*2 「産業用ロボットの可動範囲内において行う当該産業用ロボットの検査、修理若しくは調整（教示等に該当するものを除く。）、若しくはこれらの結果の確認」のことを「検査等」という。（産業用ロボットの運転中に限る。）（労働安全衛生規則第36条第32号）